

議案第26号

つくば市都市計画法の規定に基づく開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年2月14日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市都市計画法の規定に基づく開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

つくば市都市計画法の規定に基づく開発行為の許可等の基準に関する条例（平成18年つくば市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（定義）」に改める。

第4条第2項第9号ア中「第8条第1項第2号ロからニまで」を「第29条の9各号」に改める。

第6条第1項第4号及び第8条第4号中「専用住宅」を「一戸建ての住宅」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の見出しの改正規定、第6条第1項第4号の改正規定及び第8条第4号の改正規定は、公布の日

から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（前項本文に規定する施行の日をいう。）前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項、第35条の2第1項又は第43条第1項の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行（前項本文の規定による施行をいう。）の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、この条例による改正後のつくば市都市計画法の規定に基づく開発行為の許可等の基準に関する条例第4条第2項第9号アの規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

都市計画法の一部改正に伴い、条例において指定する土地の区域を見直す必要があることから、この条例案を提出するものである。

つくば市都市計画法の規定に基づく開発行為の許可等の基準に関する条例（平成18年つくば市条例第67号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略）</p> <p><u>（定義）</u></p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第3条（略）</p> <p>（法第34条第11号の条例で指定する土地の区域）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 第1指定区域は、次に掲げる要件のいずれにも該当する土地の区域のうち、市長が指定する土地の区域とする。</p> <p>(1)一(8)（略）</p> <p>(9) 次に掲げる土地の区域を含まないこと。</p> <p>ア <u>令第29条の9各号</u> に掲げる土地の区域</p> <p>イ・ウ（略）</p> <p>(10)（略）</p> <p>3—7（略）</p> <p>第5条（略）</p> <p>（法第34条第12号の条例で定める開発行為）</p> <p>第6条 法第34条第12号の条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。</p> <p>(1)一(3)（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p><u>（用語の意義）</u></p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第3条（略）</p> <p>（法第34条第11号の条例で指定する土地の区域）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 第1指定区域は、次に掲げる要件のいずれにも該当する土地の区域のうち、市長が指定する土地の区域とする。</p> <p>(1)一(8)（略）</p> <p>(9) 次に掲げる土地の区域を含まないこと。</p> <p>ア <u>令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域</u></p> <p>イ・ウ（略）</p> <p>(10)（略）</p> <p>3—7（略）</p> <p>第5条（略）</p> <p>（法第34条第12号の条例で定める開発行為）</p> <p>第6条 法第34条第12号の条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。</p> <p>(1)一(3)（略）</p>

(4) 一戸建ての住宅であって、当該一戸建ての住宅の敷地が存する市街化調整区域に係る区域区分の日に現に存するもの又は当該区域区分の日後に法第29条第1項の規定による開発行為の許可若しくは法第43条第1項の規定による建築等の許可を受けて建築されたものの世帯主と住居及び生計を一にする親族（過去において、当該世帯主と住居及び生計を一にしていた親族を含む。）が、当該一戸建ての住宅の敷地又は当該一戸建ての住宅の敷地に隣接する土地において、自己用住宅の建築を目的として行う開発行為であって、規則で定める要件に該当するもの

(5)一(7) (略)

2 (略)

第7条 (略)

(令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築行為等)

第8条 令第36条第1項第3号ハに規定する条例で区域、目的又は用途に限り定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設（以下「建築行為等」という。）は、次に掲げる建築行為等とする。

(1)一(3) (略)

(4) 一戸建ての住宅であって、当該一戸建ての住宅の敷地が存する市街化調整区域に係る区域区分の日に現に存するもの又は当該区域区分の日後に法第29条第1項の規定による開発行為の許可若しくは法第43条第1項の規定による建築等の許可を受けて建築されたものの世帯主と住居及び生計を一にする親族（過去において、当該世帯主と住居及び生計を一にしていた親族を含む。）が、当該一戸建ての住宅の敷地又は当該一戸建ての住宅の敷地に隣接する土地において、自己用住宅の建築を目的として行う建築行為等であって、規則で定める要件に該当するもの

(5)一(7) (略)

第9条 (以下略)

(4) 専用住宅 _____ であって、当該専用住宅 _____ の敷地が存する市街化調整区域に係る区域区分の日に現に存するもの又は当該区域区分の日後に法第29条第1項の規定による開発行為の許可若しくは法第43条第1項の規定による建築等の許可を受けて建築されたものの世帯主と住居及び生計を一にする親族（過去において、当該世帯主と住居及び生計を一にしていた親族を含む。）が、当該専用住宅 _____ の敷地又は当該専用住宅 _____ の敷地に隣接する土地において、自己用住宅の建築を目的として行う開発行為であって、規則で定める要件に該当するもの

(5)一(7) (略)

2 (略)

第7条 (略)

(令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築行為等)

第8条 令第36条第1項第3号ハに規定する条例で区域、目的又は用途に限り定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設（以下「建築行為等」という。）は、次に掲げる建築行為等とする。

(1)一(3) (略)

(4) 専用住宅 _____ であって、当該専用住宅 _____ の敷地が存する市街化調整区域に係る区域区分の日に現に存するもの又は当該区域区分の日後に法第29条第1項の規定による開発行為の許可若しくは法第43条第1項の規定による建築等の許可を受けて建築されたものの世帯主と住居及び生計を一にする親族（過去において、当該世帯主と住居及び生計を一にしていた親族を含む。）が、当該専用住宅 _____ の敷地又は当該専用住宅 _____ の敷地に隣接する土地において、自己用住宅の建築を目的として行う建築行為等であって、規則で定める要件に該当するもの

(5)一(7) (略)

第9条 (以下略)